

関東地方整備局夏期実習生実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、高校（高等専門学校を含む。）及び大学（短期大学含む。）、大学院（以下「大学等」という。）の土木系学生・生徒（以下「学生」という。）を対象として、関東地方整備局において行う実習（以下「実習」といい、実習を行う学生を「実習生」という。）について、受入事務所、期間、手続き、サービス及びその他必要な事項を定めるものである。

(実習の目的)

第2 本実習は、教育機関の学生を関東地方整備局において就業体験を行わせることにより、学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、国土交通行政に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(実習の受入事務所)

第3 実習の受入事務所は、関東地方整備局管内の事務所とする。

(実習の期間)

第4 実習の期間は、実習生受入事務所の実情を鑑みて関東地方整備局が決定する。

(実習生の受け入れ手続き)

第5 実習生の受け入れ手続き等については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関は、実習生として推薦する学生をとりまとめ、関東地方整備局企画部長に提出する。
- (2) 関東地方整備局は、教育機関の推薦に基づき、受入れる学生を選考、決定し教育機関に通知する。当該学生への結果通知は各教育機関において行う。
- (3) 実習生の受け入れに当たっては、教育機関と関東地方整備局との間で、実習期間中における遵守事項等を記載した覚書（別紙－1）を締結するものとする。
- (4) 実習生は、実習開始前にサービス規律の遵守にかかる誓約書（別紙－2）を事前に関東地方整備局に提出しなければならない。

(指導員)

第6 実習生受入事務所は指導員を設け、実習生の指導にあたる。

(実習生のサービス等)

第7 実習生のサービス等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

- (2) 実習生は、実習期間中、指導員の指導及び指示に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (3) 実習生が実習を行う時間は、関東地方整備局の職員に適用されている勤務時間の例による。
- (4) 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実習生受入事務所長の承認を得なければならない。
- (6) 実習の欠席は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合は、あらかじめ指導員にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに指導員にその旨を連絡しなければならない。
- (7) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習生受入事務所は、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに教育機関にその旨を通知することとする。
- (8) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、教育機関で負うものとする。

(実習に係わる費用負担)

第8 実習生の実習のために要する通勤費、食費、旅費等は、実習生個人又は教育機関の負担とする。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第9 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関又は実習生は、原則として、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入する保険をもって充てる他、教育機関が必要な手続きを行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。
- (3) 実習生が関東地方整備局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

(その他)

第10 この要領等に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、関東地方整備局、実習生受入事務所、教育機関、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

関東地方整備局夏期実習に関する覚書

関東地方整備局夏期実習生実施要領(令和 年 月 日付け国関整企画第 号)(以下「実施要領」という。)第5(3)に基づき、国土交通省関東地方整備局(以下「関東地方整備局」という。)と_____ (以下「教育機関」という。)は、別記「関東地方整備局夏期実習生名簿」に記載されている教育機関の所属学生(以下「実習生」という。)が関東地方整備局において実習を行うことについて、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1 実習実施に係わる基本的役割等

関東地方整備局は別記のとおり実習生として受け入れ、実習生に対し必要な指導・助言を行う。教育機関は実習生に対し実施要領及び本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導及び監督を行う。

第2 実習中における遵守事項等

- (1) 実習生は、実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習期間中、指導員の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (3) 実習生が実習を行う時間は、関東地方整備局の職員に適用されている勤務時間の例による。
- (4) 実習生は、実習により知り得た情報(公開されているものを除く。)を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実習生受入事務所長の承認を得なければならない。
- (6) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習生受入事務所は、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに教育機関にその旨を通知することとする。
- (7) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、教育機関で負うものとする。

第3 事故への対応等

- (1) 教育機関又は実習生は、原則として、実習前に傷害保険及び損害賠償保険(以下「保険」という。)に加入しなければならない。

(2) 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入する保険をもって充てるほか、教育機関が必要な手続を行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。

(3) 実習生が関東地方整備局又は第三者に損害を与えた場合には、法令に従って処理し、保険等により補償する。

第4 費用負担

実習生の実習のために要する通勤費、食費、旅費等は、実習生個人又は教育機関の負担とする。

第5 誓約書の提出

実習生は、実習に先立ち、関東地方整備局に対して誓約書を提出する。

第6 協議

本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、関東地方整備局と教育機関が協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、関東地方整備局及び教育機関が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(日付は、空欄。関東地方整備局において本覚書を受領した日付を記入し、貴職へ返送いたします。)

国土交通省

関東地方整備局 企画部長

印

〇〇大学・・・・

(総括責任者) 〇〇〇〇 印

誓 約 書

関東地方整備局 企画部 企画部長 様

関東地方整備局において実習を受けるに当たり、関東地方整備局実習生実施要領（令和 年 月 日付け国関整企画第 号）（以下「実施要領」という。）等を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

- 1 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
- 2 実習期間中、関東地方整備局職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、指導員及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
- 3 関東地方整備局における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らさないこと。実習終了後においても、同様とすること。
- 4 実習終了後２週間以内に、実習内容に関する報告書（A４判３枚程度）を作成し、教育機関を經由して関東地方整備局に提出すること。
- 5 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習生受入事務所長の承認を受けること。
- 6 実習期間中における傷害、損害等に関しては、教育機関と共に誠意をもって問題解決にあたること。

令和 年 月 日

教育機関名
学生氏名